

教学IRデータの管理及び使用に関する内規

(趣 旨)

第1条 この内規は、教学IRデータの提供及び利用に関し必要な事項を定め、文京学院大学教学IRデータマネジメント規程に掲げる教育、研究、社会貢献及び経営戦略立案を推進することを目的とする。

(定 義)

第2条 この内規において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 2 IRシステム 文京学院大学の教育改善、学生等支援に資するための情報を収集、管理及び分析するシステム全体をいう。
- 3 教学IRデータ 学内外データのうち、教学IRセンター（以下「IRセンター」という。）が収集または提供を受け管理するデータ及びそれらを加工して管理するデータ、それらをもとに作成した資料等をいう。
- 4 組 織 文京学院大学大学組織職務権限規程第5条に定める組織をいう。
- 5 教職員 文京学院大学専任教員（任期無し）、教学IRセンター教員及び学校法人文京学院専任職員（任期無し）をいう。
- 6 仮名加工情報 他の情報と照合しない限り特定の個人を識別できないように加工した個人に関する情報をいい、個人情報保護委員会によるガイドラインに沿った加工を行った情報をいう。

(IRシステム管理)

第3条 文京学院大学情報セキュリティポリシーに基づき、本学にIRシステム管理者を置き、教学IRデータの全学運用責任者として教学IRセンター長（以下「IRセンター長」という。）をもって充てる。

2 IRシステム管理者は、教学IRデータ及びIRシステム管理、運用及び調整をおこなう。

(データの収集権限)

第4条 学内外のデータのうち、文京学院大学教学IRデータマネジメント規程に定める目的を達成するために必要とする教学IRデータについて、各組織はIRセンターからの依頼に基づき、当該教学IRデータを提供する。

- 2 IRセンターが文京学院大学教学IRセンター規程に定める職務を行うために必要とする教学IRデータのうち、新たに収集する必要がある教学IRデータ及び教学IRデータ間で調整が必要なものについてはIRセンターが各組織に収集の提案を行うことができる。
- 3 前各項までに定めるもののほか、IRセンターは文京学院大学教学IRセンター規程に定める職務を行うために必要とする教学IRデータを直接収集することができる。

(データの管理)

第5条 IRセンターが行う教学IRデータの管理・分析作業は、IRシステム管理者が指定する場所で行う。

- 2 IRセンターは常時施錠し、IRシステム管理者が許可した者以外は入室できない。
- 3 教学IRデータを保存・管理する場合は、情報教育研究センター運営委員会の許可するコンピューティングリソースを使用することとする。
- 4 教学IRデータは、原則として仮名加工情報に変換して集積・管理する。

(データの利活用)

第6条 教学IRデータは文京学院大学教学IRデータマネジメント規程第6条に定める目的以外で活用することはできない。

- 2 教学IRデータを利活用しようとするものは、総合研究所に対して利活用計画およびその方法を提示し審査を受けなければならない。
- 3 総合研究所は、審査要求のあった内容について審査し、内容が適切であると判断する場合は

教学IRデータを必要な範囲に限定して提供する。

4 教学IRデータは、原則として仮名加工情報として提供する。

5 仮名加工情報化せずに情報を提供する場合は、総合研究所にて利活用計画およびその方法、提供年月日、提供範囲等を記録する。また、情報提供を受けたものは、利活用の完了後、総合研究所にデータの削除が完了した旨の報告を行わなければならない。

(データの公開)

第7条 教学IRデータを利活用して得られた知見等を公開し、社会へ還元、貢献する。公開する場合は匿名加工情報として個人が特定されないようにする。教学IRデータの公開区分は別表1のとおりとする。

2 各教学IRデータは総合研究所が各公開区分に区分する。ただし、個人情報を含む教学IRデータは公開レベル0とする。

(データ使用者の責務)

第8条 教学IRデータを使用する教職員等(以下「教学IRデータ使用者」をいう)は、次の各号に掲げる責務を負う。

(1) 教学IRデータを使用しようとするものは、総合研究所に対して利活用計画、使用方法を提示し審査を受けなければならない。

(2) 教学IRデータ使用者は、公開区分に設定された教学IRデータのみを、第6条に定める目的のみに使用する。

(3) 教学IRデータ使用者は、教学IRデータの漏洩の防止及び適切な管理に努めなければならない。

(4) 教学IRデータ使用者が、教学IRデータを引用し新たな資料等を作成する場合には、出典を明記するとともに、被引用教学IRデータの公開区分を継承し、その公開区分を明記しなければならない。

(5) 教学IRデータ使用者が当該データを漏洩した時は、情報セキュリティポリシー事故発生時対応手順に従って対応する。

(6) 教学IRデータ使用者は、前各号に定める責務を果たさず、適切な管理のための措置を講じずに、当該データを漏洩した時は一切の責任を負う。

(データの破棄)

第9条 教学IRデータ使用者は、第6条に定める目的が終了した時は、1か月以内に教学IRデータを破棄しなければならない。

2 教学IRデータの破棄は、保存していた媒体の特性に沿った適切な方法で実施しなければならない。

(個人情報の開示請求)

第10条 本人からの開示請求があった場合は、それに応じて個人情報を開示しなければならない。

(個人情報の停止請求)

第11条 本人から個人情報の利用停止の請求があった場合は、それに応じなければならない。

(事故時の対応)

第12条 教学IRデータが流出・紛失した可能性が疑われる場合は、速やかに学校法人文京学院個人情報の保護に関する規程に則り、報告を行わなければならない。

(改廃)

第13条 本内規の改正は、大学運営会議の議を経て理事会が決定するものとする。

附 則

1 この内規は、令和5年4月1日から施行する。

2 この内規は、令和6年4月1日から施行する。

3 この内規は、令和7年5月1日から施行する。